

## 第48回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案①

## 連載 著作権と情報システム

## 第48回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案①

司法書士/駒澤大学 田沼 浩著作権と情報システム

(参照) アメリカの特許における発明の着想、実施、継続の立証方法としてのラボノートについて③

ラボノートは、研究の成果を正確に第三者に伝えるためにある。それではなければ証拠として意味はない。研究の経過の過程も詳細に分かりやすく記載しなければならない。成功も失敗も洩れなく書く必要がある。それ故にその研究の成果を改ざんしてはならない。数値を変えることは、もっての外である。自己の研究にとって都合の良い数字だけを示すこともしてはならない。また、見栄えを良くするような画像を加工することもしてはならない。また研究の実験に失敗しても、その研究の価値を下げるものではない。成功に導くために必要な過程であって、すべて忠実に継続的に残す必要がある。もし残さないと、なぜそのような着想になったかわからないこともある。もし研究の記録が途切れていれば、その研究は中止されたものと考えられる。研究を中止することは問題ではない。ただし、中止した結果まで記録として残すは必要であろう。また、その研究の業務に従事していないときは、その旨も残すことが望ましい。すなわち、ラボノートには継続した経過を正確に記すことが求められる。

研究の条件を変えれば、全く異なったものとして扱う必要がある。その結果を全く共通のものとして扱ってはならない。要するに、事実を真摯にとらえて、忠実にノートに残さなければならない。そして、意図的に加工・選別されていない事実をノートに残すことに意義がある。

## 引用・参考文献

「著作権法概説第13版」 半田正夫著 法学書院 2007年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007年

「著作権法第3版」 齊藤博著 有斐閣 2007年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992年

「特許法(第2版)」中山信弘著 有斐閣 2012年

「岩波講座 現代の法10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990年

第 48 回 1. 著作物 [ 4 ] 比較検証 ( 2 ) 通産省案と文化庁案①

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス, トーマス・V. ウイルソン, ディーヴィッド・I. ウァイゲル, ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年